

平成25年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予算議案)

- 議案1 平成25年度小樽市一般会計予算
議案2 平成25年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
議案3 平成25年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
議案4 平成25年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
議案5 平成25年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
議案6 平成25年度小樽市土地取得事業特別会計予算
議案7 平成25年度小樽市住宅事業特別会計予算
議案8 平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
議案9 平成25年度小樽市介護保険事業特別会計予算
議案10 平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
議案11 平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案12 平成25年度小樽市病院事業会計予算
議案13 平成25年度小樽市水道事業会計予算
議案14 平成25年度小樽市下水道事業会計予算
議案15 平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
議案16 平成24年度小樽市一般会計補正予算(先議分)
議案17 平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案18 平成24年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
議案19 平成24年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案20 平成24年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案21 平成24年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案22 平成24年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案23 平成24年度小樽市病院事業会計補正予算
議案24 平成24年度小樽市水道事業会計補正予算
議案25 平成24年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案26 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案

地方自治法の一部改正（平成24年5月11日公布、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）に伴い、災害派遣手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるとともに、新人事給与システム導入に伴い、給与の支給日を統合するもの

《改正内容》

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設
- ② 給与の支給日の統合 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給日を翌月の10日から翌月の21日に変更するもの
施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（②については、平成25年6月21日）

議案27 小樽市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

国家公務員に準じ退職手当の支給水準を引き下げ、及び独自削減策として実施してきた退職手当の調整額の凍結を解除するとともに、所要の改正（引用条項の改正）を行うもの

《改正内容》

- ① 調整率（官民の格差を調整する率）の改正 調整率を段階的に100分の87まで引き下げ、その対象者を定年退職者等から全ての退職者に拡大するもの（期間）
現在 100分の104
平成25年4月1日～平成26年3月31日 100分の98
平成26年4月1日～平成27年3月31日 100分の92
平成27年4月1日以降 100分の87
- ② 調整額の凍結の解除
- ③ 所要の改正 雇用保険法の一部改正に伴う引用条項の改正

《改正条例》

- ① 小樽市職員退職手当支給条例
- ② 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年改正）
- ③ 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和62年改正）
- ④ 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成16年改正）
- ⑤ 小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年改正）

施行期日 平成25年4月1日（同日以後に退職した職員に適用）（所要の改正について
は、公布の日）

議案28 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例案

障害者自立支援法の一部改正（平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行等）に伴い、所要の改正（題名、引用法律名及び引用条項の改正）を行うもの

《改正条例》

- ① 小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
 - ② 小樽市障害者自立支援法施行条例
(→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)
 - ③ 小樽市住宅リフォーム助成条例
 - ④ 小樽市消防団員等公務災害補償条例
- 施行期日 平成25年4月1日（引用条項の改正については、平成26年4月1日）

議案29 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（平成24年9月5日公布、同年12月4日施行）に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正（構造計算適合性判定に準ずる判定を求めなかった場合に当該判定に係る加算金額を還付することができるよう規定を整備するもの）を行うもの

- ① 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（例）1戸の場合

36,000円（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあっては、7,000円）

※ 併せて建築基準法関係規定の適合に係る申出（確認申請に相当するもの）をする場合にあっては、確認申請手数料相当分（必要があるときは、構造計算適合性判定に準ずる判定に係る加算金額を含む。）を加算する（②において同じ）。

- ② 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

（例）1戸の場合

21,000円（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあっては、7,000円）

施行期日 平成25年4月1日

議案30 小樽市児童発達支援センター条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案

児童福祉法の一部改正（平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行）に伴い、所要の改正（引用条項の改正）を行うもの

施行期日 平成25年4月1日

議案31 小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案

障害者自立支援法の一部改正（平成24年6月27日公布、平成25年4月1日施行等）に伴う所要の改正等（引用法律名の改正、文言の整理）を行うもの

施行期日 平成25年4月1日（文言の整理については、公布の日）

議案32 小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案

夜間急病センターを移転するもの

施行期日 規則で定める日

議案33 小樽市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

食品衛生法施行令の一部改正（平成23年12月21日公布、平成24年4月1日施行）に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同令に規定する厚生労働省令で定める基準が適用される。）

議案34 小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例案

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（平成24年5月11日公布、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）に伴い、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項（組織、会議、部の設置等に関するもの）を定めるもの

施行期日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日

議案35 小樽市産業廃棄物等処分事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案

地域主権改革一括法による地方公営企業法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行）等に伴い、産業廃棄物等処分事業の利益及び資本剰余金の処分に関する必要な事項を定めるもの

《制定要旨》

① 利益の処分に係る規定

- (1) 每事業年度生じた利益の処分について、欠損金を埋めた後の利益の20分の1以上の額を、企業債を有する場合は減債積立金として、企業債を有しない場合及び企業債の額まで減債積立金を積み立てた場合にあっては利益積立金として積み立て、なお残余があるときは、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることとするもの

- (2) 利益処分により積み立てた積立金の科目の名称及び目的を定めるもの

- (3) 減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れることとするもの

② 資本剰余金の処分に係る規定

- 資本剰余金の処分について、利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額があるときは、資本剰余金をもって欠損金を埋めることができることとする。

施行期日 公布の日（①(3)については、平成26年4月1日）

議案36 小樽市企業立地促進条例の一部を改正する条例案

市内に既存の建物を取得し工場等を設置する者及び工場等を増設する者を、固定資産税及び都市計画税の課税免除の対象者として追加することにより、企業立地に係る支援制度を拡充するとともに、課税免除の限度額を設けるほか、所要の改正（文言の整理）を行うもの

《改正内容》

① 工場等の建物及び償却資産（構築物、機械及び装置等）の新設に係る対象要件（固定資産評価額の合計額が5,000万円以上のもの→固定資産の取得価格の合計額が5,000万円を超えるもの）を緩和する。

※ 課税免除の期間を2年から3年に延長し、課税免除の限度額を各年度1億5千円とする。

② 既存の建物（中古）を活用し操業する工場等について課税免除の対象に追加する。

※ 当該工場等に新たに設置する取得価格の合計額が3,000万円を超える償却資産（機械及び装置）について、その課税額の2分の1に相当する額を免除するもの

※ 課税免除の期間を3年とし、課税免除の限度額を各年度1億5千万円とする（③及び④において同じ）。

③ 工場等の建物及び償却資産（構築物、機械及び装置等）の増設について課税免除の対象に追加する。

※ 当該工場等の敷地に増築する建物及び新たに設置する償却資産（構築物、機械及び装置等）の取得価格の合計額が3,000万円を超える場合において、当該固定資産及び当該工場等の敷地となる土地についての課税を免除するもの

④ 傷却資産（機械及び装置）の拡充及び更新を課税免除の対象に追加する。

※ 取得価格が3,000万円を超える償却資産（機械及び装置）について、1施設（工場）につき1社1回（取得価格が5億円を超えるものあっては、複数回の利用が可能）に限り、その課税額の2分の1に相当する額を免除するもの

施行期日 平成25年4月1日（工場等の新設をし、同年1月1日以後に当該工場等の操業を開始した者又は同日前から引き続き工場等の操業を継続する者で同日以後に当該工場等に増設を行ったものについて適用）

議案37 小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案

観光物産プラザに利用料金制を導入するとともに、所要の改正（運営委員会の廃止、文言の整理）を行うもの

施行期日 平成25年4月1日（附則第2項の規定（利用料金の設定等の準備行為に係る規定）については、公布の日）

議案38 小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案

地域主権改革一括法による都市公園法の一部改正（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行）等に伴い、都市公園の配置及び規模の基準（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（市の区域内12m²、市街地8m²）等を規定するもの）並びに公園施設の設置基準等を定めるとともに、所要の改正（文言の整理）を行うもの

施行期日 平成25年4月1日（都市公園法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する政令で定める技術的基準等が適用される。）

議案39 小樽市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案

地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行等）に伴い、都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設を新たに設置する場合の基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する主務省令で定める基準が適用される。）

議案40 小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例案

地域主権改革一括法による道路法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行等）に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（道路法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する政令で定める基準が適用される。）

議案41 小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例案

地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行等）に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路を新たに設置する場合の構造の基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する主務省令で定める基準が適用される。）

議案42 小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案

地域主権改革一括法による河川法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行）に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（河川法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する政令で定める基準が適用される。）

議案43 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

福島復興再生特別措置法の施行（平成24年3月31日公布、同日施行等）に伴い、公営住宅の入居者資格に居住制限者（避難指示区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者）に対する特例措置（居住制限者については、入居者資格の一部の条件を具备する者とみなすもの）を設けるもの

施行期日 公布の日

議案44 小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案

融資の対象工事の施工業者を市内で事業を行う者に限定する措置を継続する（「平成25年3月31日まで」→「当分の間」）もの

施行期日 平成25年4月1日

議案45 小樽市下水道条例の一部を改正する条例案

地域主権改革一括法による下水道法の一部改正（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行）に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定めるとともに、所要の改正（規定の整備）を行うもの

施行期日 平成25年4月1日（下水道法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する政令で定める基準が適用される。）

議案46 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案

地域主権改革一括法による水道法の一部改正（平成23年8月30日公布、平成24年4月1日施行等）に伴い、水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるもの

施行期日 平成25年4月1日（水道法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、水道布設工事監督者を配置する工事については同法及び水道法施行令において定めるものとし、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準については改正後の同法に規定する政令で定める資格が適用される。）

議案47 小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剩余金の処分に関する条例案

地域主権改革一括法による地方公営企業法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行）等に伴い、水道事業及び下水道事業の利益及び資本剩余金の処分に関する必要な事項を定めるもの

《制定要旨》

① 利益の処分に係る規定

- (1) 毎事業年度生じた利益の処分について、欠損金を埋めた後の利益の20分の1以上の額を、企業債を有する場合は減債積立金として、企業債を有しない場合及び企業債の額まで減債積立金を積み立てた場合にあっては利益積立金として積み立て、なお残余があるときは、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てることとするもの

- (2) 利益処分により積み立てた積立金の科目の名称及び目的を定めるもの

- (3) 減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れることとするもの

② 資本剩余金の処分に係る規定

資本剩余金の処分について、利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額があるときは、資本剩余金をもって欠損金を埋めることができることとする。

③ 平成24年度及び平成25年度限りの資本剩余金の処分に係る規定

平成24年度及び平成25年度については、補助金、負担金などの資本剩余金をもって取得した資産で当該資産の取得価額から資本剩余金の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行ったものを廃棄等した場合において、損失を生じたときは、当該資本剩余金を取り崩して当該損失を直接補填することとするもの

※ ①及び②については、議案48において同じ

施行期日 公布の日（①③については、平成26年4月1日）

議案48 小樽市病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例案

地域主権改革一括法による地方公営企業法の一部改正（平成23年5月2日公布、平成24年4月1日施行）等に伴い、病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるもの

施行期日 公布の日（一部の規定については、平成26年4月1日）

議案49 小樽市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例案

学校給食オタモイ共同調理場及び学校給食新光共同調理場を統合し、新たに学校給食センターを設置するとともに、所要の改正（運営委員会の名称の改正、文言の整理等）を行うもの

施行期日 規則で定める日

議案50 工事請負契約について

工事名称 奥沢保育所新築工事

契約金額 1億6,569万円

契約の相手方 小樽市若松1丁目7番18号

福島・板垣共同企業体

議案51 工事請負変更契約について

公営住宅改修工事（若竹住宅1号棟）の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 3億2,655万円

変更後 3億6,441万3,000円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・西條・板垣共同企業体

③ 変更概要

外壁の亀裂、欠損等の補修箇所の追加

内部改修箇所の追加

建具改修箇所の追加 等

議案52 市道路線の認定について

（路線名） 銀函中央団地第1線

銀函中央団地第2線

銀函中央団地第3線

銀函新通分線

銀函1丁目新通第2分線

桜3丁目線

【資料1】

【資料2】

【資料3】

議案53 市道路線の変更について

（路線名） 竹の葉上通線

チャラツナイ本通線

【資料4】

【資料5】

報告1 専決処分報告

平成24年度小樽市一般会計において高齢者在宅生活支援費（福祉除雪サービス緊急対策事業費）に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年1月31日に専決処分したもの

報告2 専決処分報告

平成24年度小樽市一般会計において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成25年2月8日に専決処分したもの

（報 告 等）

・ 専決処分報告

平成24年11月28日に発生した財政部所管の公用車による車両接触事故に係る損害賠償について、平成25年2月1日に専決処分したもの

賠償額 2万3,344円（車両修理費）…市側の過失8割分

発生場所 小樽市花園2丁目12番地先 市道公園通線上

賠償先 小樽市最上2丁目 15号 川瀬祐子さん

・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽市土地開発公社）